

ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書

2022年11月30日、ミャンマーの軍事法廷はヤンゴンのダゴン大学の学生7人を含む10人の民主活動家らに対し死刑判決を言い渡した。この判決は確固とした証拠に基づかず、公正な適正手続も経ることのない不当極まりない判決であると指弾されている。

2021年2月のミャンマーククーデター以降、ミャンマー軍や警察に逮捕・拘束され秘密法廷において139人に死刑判決が出されているが、そのうちの97人に死刑執行の危険があると言われている。

7月、ミャンマー軍は30年ぶりに民主活動家4人の死刑執行を強行し、ASEAN（東南アジア諸国連合）をはじめ、国際的な厳しい批判を受けたばかりである。

ミャンマー軍は自国民への空爆等の攻撃を激化させており、これまでに軍の武力と暴力によって2,500人以上が犠牲となり120万人以上が国内避難民となっている。

その下であっても平和と民主化を求めるミャンマー国民は軍の苛酷な弾圧に屈することなく、軍への抵抗・抗議活動を繰り返し、粘り強い市民的不服従運動（CDM）を継続している。

ところで、昨年6月国会は超党派で提案された「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議」を可決した。

一方、本市議会においても国会決議と同様な意見書の可決をはじめ、今年6月には「防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受入れ中止を求める意見書」を全会一致で可決した。

本市には、多くのミャンマー人技能実習生が暮らしているが、彼ら・彼女たちは、危険となった本国には帰りたくても帰れずに不安な日々を過ごしている。

日本政府は、ミャンマー国民の生命と人権を守る立場に立ち、国際人権法を無視し非人道的なミャンマー軍に厳重抗議するとともに、民主活動家らの死刑執行を即時に中止させるための緊急対応を直ちに実行すべきである。

そのために以下の点について要請する。

記

- 1、ミャンマー軍に対し、最大限の圧力をかけるとともに効果的な外交努力を行うこと。
- 2、ミャンマー国民の圧倒的な支持を集める国民統一政府（NUG）を正当な政府として承認すること。

- 3、人道支援を除くODA（政府開発援助）や投資を一時的に停止し、人道支援はNUGや市民団体経由で行うこと。
 - 4、日本政府の外交的影響力を最大限に行使して国連やASEANをはじめ、国際社会全体に、ミャンマーの民主主義回復のために積極的に関与し、国際社会に働きかけること。
 - 5、ロシアや中国の戦闘機が空爆に使われている。ミャンマー軍を支援するロシアや中国に対し、ミャンマー軍への武器供与を即時中止させるための実行力ある措置を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

糸 満 市 議 会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣